

大船渡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月5日

大船渡市監査委員 鈴木 弘

大船渡市監査委員 紀室 若男

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

下記の財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行を対象とし、令和4年度及び令和5年度を範囲として実施した。

(1) 出資団体監査

- ① 対象団体 三陸ふるさと振興株式会社
- ② 所管部局 農林水産部農林課

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 施設名 大船渡市総合交流ターミナル施設（世界の椿館・碁石）
- ② 指定管理者 大船渡市農業協同組合
- ③ 所管部局 農林水産部農林課

2 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりとし、財政援助団体等の当該財政援助等に係る事務の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われ、目的に沿って円滑な経営がなされているかを主眼として監査した。

(1) 出資団体監査

① 団体関係

- ・ 定款及び経理規定等諸規程は整備されているか
- ・ 経営成績、財政状態は良好か
- ・ 資金の運用は適切か。また、経費削減は図られているか 等

② 所管部局関係

- ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を、十分に把握し、適切な指導監督を行っているか 等

(2) 公の施設の指定管理者監査

① 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか 等

② 所管部局関係

- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行なっているか 等

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、業務内容や事務手続及び経営状況等について所管課長及び団体の役員等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所 市役所本庁舎及び三陸ふるさと振興株式会社
- (2) 日 程 令和5年12月21日から令和6年2月5日まで

5 監査結果

(1) 出資団体監査

出資団体及びその所管部局においては、出資に係る出納その他事務の執行が、関係法令等に基づき、また、出資の目的に沿って、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、諸規程の表記誤り、定款と諸規程間の表記の不統一等軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

また、定款や諸規程の規定と実態に相違がある部分があり、指摘事項には至らないものの、適正を欠くと認められたものは、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、下記に注意事項として記載した。

【注意事項】

対象	三陸ふるさと振興株式会社
内容	前回の監査において、旅費の規定が、筆頭株主である市の旅費支給条例で規定する金額を上回っていることから、改善すべきと口頭指導したが、是正していない。

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者及びその所管部局においては、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、関係法令に基づき、また、設置目的に沿って、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、関係帳簿の保存について仕様書等で定められていない等軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

また、施設等の管理運営に関する基本協定書及び仕様書の内容と異なる事務処理を行っている部分があり、指摘事項には至らないものの、適正を欠くと認められたものは、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、下記に注意事項として記載した。

【注意事項】

対象	大船渡市農業協同組合・農林課
内容	1 管理運営に関する基本協定書及び仕様書で、業務の再委託を禁止しているが、警備等指定管理者の主体性を阻害しない内容の業務に

	<p>については、あらかじめ市の承認を受けた場合に限り再委託ができるとしている。しかし、業務の再委託について、指定管理者から書面による承認申請がされておらず、所管部局では適正な指導をしていない。</p>
	<p>2 仕様書において、自主事業に係る経費は指定管理者が負担するとしているが、指定管理者は、当該経費を指定管理料に含めて収支決算書を提出しており、所管部局では適正な指導をしていない。</p>

対象	農林課
内容	<p>1 仕様書において、「修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとする。」と定めており、修繕費については精算を行うとしているが、精算していない。</p>
	<p>2 仕様書において、市は、運営状況の監視と公表のために、指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書を検証し、公表としているが、検証後の事業報告書を公表していない。</p>

6 監査対象団体の概要

(1) 出資団体

① 団体の概要

名 称	三陸ふるさと振興株式会社
代 表 者	代表取締役 畑中孝博
所 在 地	大船渡市三陸町越喜来字井戸洞 95 番地 27
設 立 時 期	平成元年 7 月 1 日
設 立 目 的	地場産品の販売、新商品開発製造販売、公共施設及び民間施設の管理運営受託等を行うことにより、地域の産業振興と活性化を図る。
組 織	取締役 9 名（代表取締役 1 名、常務取締役 1 名、その他取締役 7 名）、監査役 2 名、従業員 34 名（令和 6 年 1 月 1 日現在）
主 な 事 業	<p>ア 食堂、売店、保養施設、公園施設等の観光事業の受託経営</p> <p>イ 地域農林水産物に関する商品の開発と製造販売</p> <p>ウ 三陸蓄養センターの受託経営</p>
市との関係	出資金 35,000,000 円（出資比率 50.0%）

(2) 公の施設の指定管理者

① 指定管理者の概要

名 称	大船渡市農業協同組合
代 表 者	代表理事組合長 猪股岩夫
所 在 地	大船渡市大船渡町字茶屋前 167 番地 4

② 指定管理の内容

施 設 名	大船渡市総合交流ターミナル施設（世界の椿館・基石）
所 在 地	大船渡市末崎町字大浜 280 番地 1
指 定期 間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（5 年間）
指定管理料	令和 4 年度 21,900,000 円 令和 5 年度 21,900,000 円
利用料金制	無
主 な 業 務	ア 施設及び設備の使用許可等に関する業務 イ 入館料及び使用料金に関する業務 ウ 施設の利用に係る相談等に関する業務 エ 施設利用者等の事件・事故に関する業務 オ 施設の利用促進に関する業務 カ 自主事業に関する業務 キ 保守管理業務 ク 清掃等業務